

議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	令和3年度 第4回寒川町指定管理者選定委員会会議
開催日時	令和4年3月16日（水） 午後2時00分～午後4時30分
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室（ZOOMによる開催）
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	《出席委員》
	学識経験者〔条例第12条第3項第1号〕
	企業経営に識見を有する者〔規則第2条第1項第1号〕
	公認会計士
	社会保険労務士
	行政運営に識見を有する者〔規則第2条第1項第2号〕
	神奈川大学法学部教授
	町職員〔条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項〕
	畑村副町長（委員長）
	野崎総務部長（副委員長）
	深澤企画部長
	内田教育次長
	戸村町民部長
	三橋健康福祉部長
	伊藤学び育成部長
	黒木都市建設部長
	大川議会事務局長
	小林消防長
	《欠席委員》
	学識経験者
	寒川町まちづくり推進会議委員
	町職員
	廣田拠点づくり部長
	《対象施設の職員》
	高橋陽一（教育政策課長）、山口明子（副主幹）
	大八木清勝（スポーツ課長）
	大平弓（健康づくり課長）
	岡野恵子（町民協働課長）
	中澤栄子（福祉課長）

	長岡賢一（高齢介護課長） 《事務局職員》財産管理課 濁川英明（課長）、杉崎圭太（副主任）		
議 題	(1) 指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について (2) その他		
決定事項	条例第12条第1項第2号の諮問に対する答申（調査審議）		
公開又は 非公開の別	非公開	非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思 決定の中立性を確保するため [規則第7条]
議事の経過	○開会 （濁川課長）皆さんこんにちは。本日はご多忙の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第4回寒川町指定管理者選定委員会を開催させていただきます。本日は、まん延防止等重点措置を受けまして対面とZOOMの併用による開催とさせていただきます。 それでは、最初に、委員長であります副町長からごあいさつをお願いいたします。 （委員長）皆さま、こんにちは。外部委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の折、ご出席をいただきましてありがとうございます。 本日の議題は、『指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）』でございます。 寒川町では、平成28年度より、統一基準による指定管理者制度のモニタリング及び総括評価を実施しております。本日は、本制度を導入しております9施設について、1年間の管理状況の確認を行いたいと思いますので、活発なご意見をよろしくお願いします。 （濁川課長）ありがとうございました。 なお、当委員会につきましては、議事内容により委員の構成を変更する形となっておりますが、本日の委員構成につきましては、外部委員の皆さまと、町職員による内部委員全員での会議開催となっております。 なお、本日、内部委員では、廣田委員が他の公務のため、外部委員1名が都合により欠席となっております。 それでは、これ以降は議題となりますので、委員長に議事進行をお願い致したいと思います。よろしくお願いします。 ○議題 指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について （委員長）それでは、議事に入ります。 議題の『指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について』ということで、審議を進めます。最初に、モニタリング評価制度の		

概要と本日の議事の進め方について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは、モニタリング評価制度の概要と本日の進行について、ご説明させていただきます。資料は、ファイル名「別冊 モニタリング評価について」をご覧ください。

まず、本日の総括評価に関する概要について説明させていただきますが、資料の 4/21 ページをお開きください。寒川町では、統一ルールとして、(1) の「モニタリング」を年 2 回、(2) の「総括評価」を年 1 回実施しております。このうち、本日の議題である総括評価につきましては、年間の事業計画などがきちんと履行されているかといった点に着目し、毎年度 2 月に、1 年間の管理業務を総括した評価を行うものでございます。

続きまして、資料の 5/21 ページ) の上段の図をご覧ください。モニタリング及び総括評価の実施にあたっては、各施設を 2 つの類型に分類しており、それぞれ、異なった実施方法をとってございます。類型Ⅰは、指定管理者の選定が非公募で行われた、もしくは、施設の設置目的から利用者等が限定されている施設でございまして、健康管理センター、地域集会施設、福祉活動センター、ふれあいセンターが、これに該当します。対しまして、類型Ⅱは、指定管理者の選定が広く公募で行われ、かつ制限なく、どなたでもご利用いただける施設でございまして、総合図書館・文書館、公民館 3 館、総合体育館及びパンプトラック、田端スポーツ公園が、これに該当します。

続きまして、ページを少しお進みいただき、18/21 ページ) をご覧ください。こちらは、今回皆様にお配りいたしました総括評価票でございます。18/21 ページには施設類型Ⅰ、19/21 ページには、施設類型Ⅱの総括評価票を掲載しております。それぞれの帳票の見方でございますが、まず 18/21 ページの施設類型Ⅰの帳票をご覧くださいまして、横向きの票の中頃にモニタリング結果を掲載してございますが、こちらは、各施設所管課が行ったモニタリングの結果と、主な指摘事項でございます。このモニタリングの結果も踏まえ、施設所管課が年間の管理状況について評価を行い、一番右の評価欄に、特記事項とともに記載してございます。また、帳票の下段にはそれらの評価結果を踏まえた各施設所管課のコメントを総括評価として記載してございます。

次に、19/21 ページをご覧ください、施設類型Ⅱの帳票でございますが、評価項目など、基本的なフォーマットは類型Ⅰと共通としつつ、2 点違う部分がございます。まず 1 点目に、モニタリング結果の欄でございますが、項目としては変わりありませんが、類型Ⅱでは、広く皆様にご利用いただいている施設であることから、町職員以外の目も入れるという意味で、外部モニターによる確認も行っております。ここに記載しているモニタリング結果については、外部モニターの確認内容も踏まえたうえで、施設所管課が付けたものでございます。2 点目として、帳票右側にございます総括評価欄について、類型Ⅱでは、指定管理者による一次評価を実施し、施設所管課による二次評価と合わせた二段階評価を行っております。

なお、各評価項目の考え方につきましては、次のページから「各モニタ

リング評価項目の説明」という標題で掲載してございます。評価制度の概要は、以上でございます。

続きまして、本日の進行について、ご説明させていただきます。

次第の裏面に、本日のスケジュールを掲載してございますので、そちらをご覧ください。このあと、総合図書館・文書館より順次審議をお願いいたしますが、各施設の時間は15分を想定しております。

このうち、冒頭の5分以内で施設所管課より、施設及び評価の概要について特記事項のみご説明させて頂き、残りの10分で質疑応答を行いたいと考えてございます。本日は、主に総括評価票を見ていきながら、仕様書や事業計画書の内容がきちんと履行されているかといった点、また、所管課における評価が適正に行われているかといった点を中心に、忌憚なくご意見を頂戴できればと考えてございます。

最後に、本日いただきましたご意見につきましては、取りまとめた後、町長に対して答申として提出し、各施設における来年度以降の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 事務局からの説明が終わりました。本日の議事の進め方について、何か質問等がありますでしょうか。

～「特に無し」との発言あり～

(委員長) それでは、各施設の審議に移りたいと思います。

まず最初に、寒川総合図書館・文書館です。施設所管課より説明をお願いします。

○寒川総合図書館・文書館

～【総合図書館及び文書館 教育政策課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長) 続きまして、町民センター、北部公民館・北部文化福祉会館、南部公民館・南部福祉会館に関する説明を施設所管課よりお願いします。

○町民センター、北部公民館・北部文化福祉会館、南部公民館・南部福祉会館

～【公民館、北部公民館、南部公民館 教育政策課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 続きまして、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ

～【総合体育館及びパンプトラックさむかわ スポーツ課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 続きまして、田端スポーツ公園に関する説明を施設所管課よりお願いします。

○田端スポーツ公園

～【田端スポーツ公園 スポーツ課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 続きまして、町営プールに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○町営プール

～【町営プール スポーツ課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 続きまして、健康管理センターに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町健康管理センター

～【健康管理センター 健康づくり課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 続きまして、寒川町地域集会所 12カ所に関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町地域集会所 12カ所

～【地域集会所（12カ所） 町民協働課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 続きまして、寒川町福祉活動センターに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町福祉活動センター

～【福祉活動センター 福祉課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 続きまして、寒川町ふれあいセンターに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町ふれあいセンター

～【ふれあいセンター 高齢介護課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 各施設の管理状況の確認が終わりました。最後に全体を通じまして、もしくは、本モニタリング評価制度についてでも結構ですので、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(委員) アンケート等にもありましたが、施設の老朽化対策は迅速にやって頂いているところもありましたが、引き続き所管課も情報を共有して計画的に実施をしていただければと思います。

(委員) 先ほど個別に話したことですが、就業規則と雇用契約書を付けていただいて立体的に見えるようになったのですが、J Vについてはここで職員を採用される事業所の分だけを付けていただいて、その他の分は付けていただかなくても良いかなと思います。就業規則のタイトルの規則だけ付けていただく形が多いが、附属規程を含めて就業規則なので追加でお願いします。雇用契約書も現在使っている物をマスキングしていただいて付けていただけると分かりやすいと思います。3・6協定の届け出が事業所としてされているのか、できれば付けていただきたいと思います。

(委員) 予算と実績について乖離が大きい施設がありました。いろいろとパターンはありますが、所管課が管理するべきところなので、情報収集して把握しておくべきであります。

(濁川課長) ご指摘していただいたことは、事務局として評価する際のマニュアルなど手続きの整備を行い主管課がチェックできるよう対応したいと思います。

	(委員長) 最後に、本日皆様から頂きましたご意見については、取りまとめを行ったうえで、本選定委員会からの意見ということで、町長に対し答申を行う予定ですが、その取りまとめにつきましては、事務局作成のうえ、委員長の私に一任して頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。 ～同意あり～ ○その他 (委員長) 最後に議題の「その他」となりますが、事務局から連絡事項等がありますでしょうか。 (濁川課長) 総括評価結果に係る今後のスケジュールについて、ご案内いたします。 本日皆様から頂戴いたしましたご意見につきましては、先程、委員長(副町長)からもございましたとおり、とりまとめを行いまして、町長に対し答申として提出する予定でございます。答申の内容につきましては、各施設所管課において速やかに対応し、今後の管理業務もしくは、次年度の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。 また、総括評価の結果につきましては、年度が明けた5月に年度報告書が指定管理者より提出されますので、それを以て確定し、その後、HP等で総括評価票を公表してまいります。 次年度につきましては、寒川町健康管理センターの管理期間満了に伴う更新を予定しておりますが、次年度以降、このような体制で事務を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 また、本日、まん延防止等重点措置の中での開催ということで、外部委員の皆様にはUSBメモリによる資料配布をさせて頂いておりますが、こちらにつきましては、この後回収いたします。本日の委員会開催にあたりまして、パソコンをご持参の上会議にご出席くださいましてありがとうございました。 ○閉会 (委員長) それでは全ての議事が終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。 (濁川課長) 本日は長時間にわたり、ありがとうございました。これをもって、令和3年度第4回指定管理者選定委員会を閉会いたします。大変にありがとうございました。
配付資料	・総括評価資料(総括評価票及び添付資料) ・指定管理者制度導入等に係る基本方針 ・寒川町 指定管理者制度に関するモニタリング評価について *寒川町情報公開条例第5条第2号の規定により、各施設の総括評価票に添付した資料については、非公開としています。

議事録承認委員及び 議事録確定年月日	委員長 畑村 正樹 (令和4年3月29日確定)
-----------------------	-------------------------